

令和 6 年度
東京都福祉のまちづくり事業者団体等
連絡協議会

令和 7 年 2 月 13 日

(午前10時00分 開会)

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 定刻となりましたので、オンラインのほうでまだ1名参加されていない方がいらっしゃいますけれども、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

令和6年度東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。

私は、福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長をしております、井鍋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初にお手元の配付資料でございます。会議次第にありますとおり、資料1から6-6まで、それから参考資料が1から2までございます。委員の方々のご紹介につきましては、参考資料1、委員名簿の配付をもって代えさせていただきます。

次に委員の皆様の参加状況について、報告させていただきます。まず会場にいらっしゃっている委員の皆様です。東京都建築士事務所協会、小松会長でございます。

日本道路建設業協会、森戸委員でございます。

東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部企画総務部、櫻井委員でございます。

東京都商店街振興組合連合会、島田委員でございます。

アビリティーズ・ケアネット株式会社、中村委員でございます。

続きまして、オンラインで参加の委員の方々でございます。

東京都建設業協会、奥委員でございます。

日本民営鉄道協会、西尾委員でございます。

東京都ハイヤー・タクシー協会、高橋委員でございます。

全国銀行協会、諏訪委員でございます。

日本フランチャイズチェーン協会、大久村委員でございます。

日本ホテル協会、小林委員はまだいらっしゃっていないようですが遅れて参加されると思います。

東京都興行生活衛生同業組合、中島委員でございます。

日本労働組合総連合会東京都連合会、服部委員でございます。

以上9名の方はオンラインで参加されています。オンラインでご参加されている方を含め、本日は14名の委員の方々に参加いただいております。また、東京都バス協会、濱委員の代理として、地宗様にご参加いただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に東京都の出席者についてですが、福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉局の兼務課長と任命されております。本日出席しております。

では、議事に入ります前に幾つか注意事項を申し上げます。まず、当会議は公開となってございます。本日傍聴の方がいらっしゃいます。あわせて、会議の議事録を東京都のホームページで公開いたします。

また、本連絡協議会はオンラインとの併用方式で開催しています。オンラインでご参加の委員の皆様にご注意いただきたい点を申し上げます。ご自身の発言時以外にはマイクは常にオフの状態としてください。マイクをオンの状態のままにしますと、ご自身の周辺環境の音が会場に聞こえてしまう可能性がございます。よろしくお願いします。また発言の際はMicrosoft Teamsの挙手機能をご使用いただくほか、カメラをオンにして画面上で挙手していただいても結構でございます。

また会場にお越しの皆様も含めての注意事項になりますが、ご発言の際には、冒頭に所属団体とお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

音声が聞こえないなどの不具合が発生した場合は、チャットで主催者を選択し、メッセージを送信してください。メッセージが送信できない場合は事務局吉川のメールアドレス宛にメールをお送りください。

それでは、これより先の進行は小松会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○小松会長 それでは、議事に入りたいと思います。お手元の次第の議題に沿って進めさせていただきます。

議事（1）から（7）につきまして、東京都から説明し、それぞれの議事につきまして、質疑応答を挟む形で行いたいと思います。

では、最初に（1）「東京都福祉のまちづくり推進計画」（2019年～2023年度）における事業実績（令和5年度末）について、及び（2）「東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）」について、事務局から説明をお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 私、井鍋から説明させていただきます。資料1と資料2を使って説明します。

まず資料1のほうでございます。都におけるバリアフリー化の主な進捗状況の報告でございます。資料は2枚になっておりまして、1枚目がハード面の昨年度末の進捗状況でございます。もう1枚のほうがソフト面でございます。あわせて説明させていただきます。

まずハード面ですけれども、真ん中の図のとおり、鉄道駅、道路、建築物、公共交通といったカテゴリーに分けて、それぞれの進捗状況の主なものをご紹介しています。左上エレベーターでございます、都内鉄道駅のエレベーターによる段差解消。こちらはもともと95.9%と進んでおったところ、令和5年度末では、98%と100%に近い数字となっています。なお、都営地下鉄に関しては100%となっています。同じようにその右隣の車椅子使用者用トイレですとか、それから、中段の左側の都内鉄道駅のホームドアの整備状況ですとか、右側の都内のノンステップバス普及状況、こういったところは令和元年度末の時点でかなり高い数値、90%

台となっていたところ、令和5年度末でもかなり100%に近い状況まで進んできております。それぞれノンステップバスの場合は都営バスであったり、あとはホームドア、都営地下鉄であったり、それから車椅子使用者対応トイレも都営地下鉄、こちらは全て100%という普及状況となってございます。その他右上のほうでは宿泊施設のバリアフリー化ですとか、その他ユニバーサルデザインの導入状況、それから下段のほうに行きますと、都内エスコートゾーンの整備ですとか、都道のバリアフリー化、都道の無電柱化、それからまちの面的なバリアフリー化といったところでご覧のとおりの進捗状況となってございます。

それでは2枚目に参ります。

バリアフリー化の進捗状況のソフト面でのございます。ソフト面と申しますのは、主に情報バリアフリーというものと心のバリアフリーというこの二つです。左側は情報バリアフリーに関する進捗状況です。情報バリアフリーに関しては、まずこの左上にありますのが、先ほども言った車椅子使用者対応トイレ、こちらのバリアフリー情報をオープンデータ化というものをしています。令和5年度は約9,000基のデータをオープンデータとして、東京都のホームページで公表し、自由に使えるようになってございます。それから、その隣がバリアフリーマップ、こちらはバリアフリーマップの作成ですとか、更新に取り組む区市町村を東京都から支援してございます。令和5年で7区2市の実績です。その下ですけれども、「とうきょうユニバーサルデザインナビ」、こちらはいわゆるバリアフリーマップといいますか、誰もが外出に必要な情報が集約されたポータルサイトの運営をしています。その下ですけれども、デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業、これは例えば遠隔手話通話システムですとか、そういうタブレット端末等を使って都庁内に貸出ししたり、あと遠隔手話の通訳をしたり、そういった事業をしております。

右側、心のバリアフリーに参ります。一番上がユニバーサルデザイン学習、これは学校等での体験学習などをやっている区市町村の支援をしています。それから中段の左側が当事者参画の取組でございます。区市町村が当事者等が参加したまち歩き点検とか、整備の促進といったものでした場合に補助しています。中段の右側が心のバリアフリーのホームページ、こちらは令和5年に開設いたしました。共生社会の実現を目指すための情報発信隊サイトとして、心のバリアフリーについて学べるコンテンツをいろいろ掲載しています。こちらの運営もしています。一番下です。普及啓発として、小中学校向けのポスター・コンクールですとか、あとは障害者等用駐車区画の適正利用、これは後ほど詳しくご報告します。こちらですとか、ヘルプマークの普及推進などをしています。心のバリアフリーは以上です。

引き続き資料2のほうに参ります。

資料2、東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）まさに

今年度始まった計画について、簡単にですが、ご紹介したいと思います。これは昨年度の事業者連絡会でも概要についてはご説明しているところですが、改めて、今こういうことをやっているということで、少しご紹介させていただければと思います。

まずこの計画ですけれども、東京都の福祉のまちづくり条例に基づき福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な施策の推進を図るための基本となる計画となってございます。対象分野としまして、福祉だけでなく、教育、住宅、交通、建設、安全・安心、観光など、あらゆる分野の政策から158の事業を掲載しています。

その下、バリアフリーを巡る現状としましては、都民の意識調査の結果として、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っている方が6割、心のバリアフリーという言葉を知っている方は5割という調査結果がございました。こういったものでとか、国の動向、障害者差別解消法などを踏まえまして、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が必要であるというところです。これを踏まえ、計画の目標としては、2021年に実施された、東京2020大会を契機として、ハード・ソフト両面でいろいろと進んできたところですが、さらにこれを踏まえたところで、今年2025年は東京でデフリンピックも開催されますので、それも見据えて、「誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会」を目指すということを目標にしています。

この計画を策定するに当たり、五つの「視点」を設けました。五つの分野といいますか、そういうものを設けて計画を策定しています。それが下段のところです。一つ目が、誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進、二つ目、全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備、三つ目が、誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築、四つ目に共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解推進、五つ目として、誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え、この五つを「視点」として、計画を策定しました。

この五つの支点、それぞれについて詳しくは資料2の2枚目以降に載っていますが、本日は割愛させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、資料1と2としまして、私からの説明は以上です。

○小松会長 ありがとうございます。ただいま議事（1）及び（2）について説明していただきました。それでは本件につきまして、ご意見、ご質問等ある方はお願ひいたします。

○中村委員 アビリティーズ・ケアネットの中村と申します。ご説明ありがとうございます。

資料1のハード面の実績のところなんですけれども、宿泊施設のバリアフリー化

のところだけ支援実績になっておりまして、累計で何室ぐらいバリアフリー化がされたのかというところが分からぬところがあるんですけれども、その辺りの実績というのはつかまれていらっしゃいますでしょうか。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 累計も資料としてございますが、手元にないので、後ほどメール等でご回答させていただきますが、よろしいでしょうか。

○中村委員 構いません。お願いいいたします。

○小松会長 ほかの方で何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、（3）「心のバリアフリーに関する取組について」、事務局から説明をお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 引き続き井鍋から説明いたします。

先ほどの事業の報告等でもお話が少しありました、心のバリアフリーでございます。こちらに関して、心のバリアフリーの集中的広報事業という事業を進めているところです。まずこの事業について、簡単にご紹介させていただきます。

まず目的としまして、先ほど少しお話が出ましたが、心のバリアフリーの都民の認知度というのがまだ50%とまだまだということで、これを令和12年度末に75%に上げるという目標でやっているところです。

事業としては令和5年度に開始し、いろいろと進めているところで、まずこのイメージしやすいキャッチフレーズとシンボルマーク、こちらを設定いたしました。この右側にある「ハートとハードで、バリアをなくそう！」というマークがございます。あとは心のバリアフリーのホームページの開設、こちらも先ほどお話ししたとおりです。それから動画広告の配信のをやっておりまして、年代別にターゲットを絞り15秒の動画広告をつくり、SNS等、YouTubeとかインスタグラムを使って、広告の配信をしています。右側の3段目の左側です。今年度は若年層向けの広告動画として、主に18歳から39歳ぐらいまで、特に20代ぐらいまでを中心に、この写真の影山優佳さんという女優に出演していただき、広告動画を流しているところです。それから心のバリアフリーに関する解説動画の制作もしています。解説動画とては、子供向けの解説動画ですとか、バリアフリー設備に関する解説動画なんていうものも制作しまして、ホームページにも掲載しておりますので、ご興味があればご覧いただければと思っております。また普及啓発のリーフレットを作成しているところでございます。

先ほども少しお話ししたポスターコンクール、小学生と中学生を対象にその心のバリアフリーをテーマにしたポスターを作っていただきまして、最優秀賞、優秀賞を選定して、表彰を行うということもしています。こういったことで心のバリアフリーの集中的広報を続けているところです。

資料の3-2に参ります。

こちらは本日の委員の皆様にも関係のあるところで、東京都「心のバリアフリー」サポート企業のサポート企業連携事業をやってございます。事業としては、心のバリアフリーに主体的に取り組んで、また都の取組に協力していただけるという企業様に応募いただき、心のバリアフリーのサポート企業として登録をしています。登録していただくと、都のホームページ等で取組内容を公表をしています。さらに進んだ取組をしていただいている企業様には、好事例企業という形でも認定をさせていただいている。この事業内容の右上のところで表がございますけれども、登録数としては平成30年度からこのように増えているところです。事業開始当初はかなりサポート企業の好事例企業、登録企業様があり、最近は登録数が減っていますが、まだまだ年々登録をしていただいているところで、今年度も既に36社の企業がサポート企業として登録され、好事例企業は今、認定の作業をやっているところです。皆様の業界でも興味ある企業様等いれば、ぜひ登録等参加していただければと思っておりますので、ご周知等よろしくお願ひいたします。

資料に添付しておりますのが心のバリアフリーのサポート企業のリーフレットになってございます。こちらに詳しく内容を書いています。サポート企業登録のメリットですとか、あと好事例企業にも認定されますよとかですね。これは今年度のものなので、もう既に応募期間等も終わっておりますが、参考までにおつけさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

それからもう一つ、資料の3-4のほうでございます。こちらは今まで登録いただいた心のバリアフリーサポート企業様の一覧となっています。今の時点でかなり多くの企業様に登録いただいておりますので、何枚かページにわたっておりますけれども、業種ごとに、一番目は建設業様、それから製造業様とか、めくっていただくと、電気・ガス・熱供給・水道業、それから情報通信業いろいろございますけれども、かなりの企業様に登録をしていただいておりますので、こちらもよろしければ後ほどご覧いただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

もう一つ、サポート企業関連で3-5という資料がございます。こちらが令和5年度、昨年度の好事例企業の認定をさせていただいた企業様の説明資料となっています。このように好事例企業として認定させていただきますと、冊子にこういうふうにまとめまして、プレスリリースともいたしますし、東京都のホームページで公開いたしますので、ぜひともこちらも後ほどお読みいただければと思っております。それぞれの会社の取組、かなり詳しく載っております。こういった形で参考にしていただいて、こういった取組をしていくと好事例として認定されるというようなちょっと一つの参考にもなるかなと思いましたので、資料としてつけさせていただいておりますので、皆様の業界の企業様のほうにもご周知をいただければ、非常にうれしく思っております。よろしくお願ひいたします。

心のバリアフリーについて、私から以上です。

○小松会長 ありがとうございます。議事（3）の心のバリアフリーに関する取組につきまして、委員の皆様方からご意見やご感想等ございませんでしょうか。

中村委員。

○中村委員 たびたびすみません、中村です。

これは要望なんですけれども、ホームページ上だと多分年度単位でしかサポート企業が検索できないと思うんですね。なので、やはりせっかく登録していて、広くそれをアピールしたいという企業さんも多いと思いますので、できましたら一覧でサポート企業が分かるような、そういうこともお願いしたいと思っています。

以上です。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 分かりました。検討させていただきたいと思います。ご意見どうもありがとうございます。

○小松会長 ご検討のほう、よろしくお願ひいたします。

ほかの方で何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、（4）「障害者等用駐車区画に関する取組について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 引き続き井鍋から説明させていただきます。

資料のほうでは、このリーフレットの形とあとチラシになっているものがございまして、まずこのリーフレットを基に主に説明をさせていただきます。

まず東京都では、この障害者等用駐車区画の適正利用というものを進めているところです。このリーフレットのほうが適正利用に関して普及推進というか、都民の皆様に知りたいということで配布をしているものです。

この表紙を見ていただくと、障害者等用駐車区画というのは車椅子使用者とか高齢者、妊婦、それから車の乗り降りや移動の際に配慮が必要な方の専用スペースです。こちらをぜひ適正に利用していただきたいという内容になっています。1枚おめくりいただきますと、見開きになっていまして、左側でこの車椅子使用者用駐車施設とは、ということで、定義などを簡単にご説明しています。街中でよく見かけるものだと思いますけれども、国際シンボルマークになっている車椅子のマークを床面に塗装しており、いわゆるゼブラゾーンと言っていますけれども、通常の駐車区画よりも幅が広く3.5メートル以上という規格で取ってあります。右側にゼブラゾーンがあるのは、車椅子の方が車を運転されてきて、車の乗り降りをしやすくするために確保しているものであるなど、そういう解説もここでしています。基本的に車椅子を使用している方にお使いいただきたいというところになりますので、この適正利用をお願いしたいというところです。その下にも「こんな困りごとがあります」として、これがもしかつたりとか、ほかの車が停められていたりすると、やっぱり車椅子の方が停めても降りられない、ということになってしまふので、ぜ

ひよろしくお願ひします、ということでございます。

さらに右側です。優先駐車区画についての説明がされているところです。先ほどの車椅子使用者用駐車施設に関しては、基本的には車椅子の方にご利用いただきたいということで、ただ、それ以外に高齢者、妊婦さん、そういった方はなるべく建物の入り口近くに車を停めたい、それは歩くのが困難であったりだとかいうこともあり、そういった方向けには優先駐車区画というものを東京都で普及・推進しているところです。先ほどの車椅子用のものというのは幅が3.5メートル以上と広く取ってありますけれども、この優先駐車区画の場合はそれは必要なく、通常の駐車区画の2.5メートル～3.0メートル程度、ただ、できるだけ出入口に近いところに設置いただきたい、というものです。そのときに、対象者を示すシンボルマークを、床面塗装ですか、あとはカラーコーンなどを置いていただきたりして、優先駐車区画と分かるような形で設置していただければというふうに思っています。中段のところに、優先駐車区画の例を載せています。例えばこの思いやり駐車区画の写真の部分、こんなふうにやったりとか、あと、こういう看板みたいなものを立てて、ここに停めていただける人を図示したりとか、あとはもう一つ、このイラストでカラーコーンにカバーがかかっているものがあると思います。こちらですが、東京都で優先駐車区画を示すカラーコーンカバーというのを作成いたしました。今区市町村にサンプルで配布しているところですが、印刷データを心のバリアフリーホームページでも配布していますので、今後、これを使ってカバーを印刷等していただいて、市販のカラーコーンで優先駐車区画を簡易的に設置することもできますので、ぜひこちらも周知していただいて、民間事業者での優先駐車区画設置にご協力いただければと思っております。

リーフレットの一番最後のページには、先ほどの心のバリアフリーのホームページにも掲載していますが、解説動画を作っておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

リーフレットについては以上です。もう1枚チラシが入っています。縦型のA4のチラシです。

「駐車場は必要な人のために空けておこう」というチラシでして、東京都を含めて埼玉県、千葉県、それから神奈川県、この1都3県で適正利用の取組キャンペーンを連携して行っているところで、このチラシも併せて入れさせていただきました。

私からの説明は以上です。

○小松会長 ありがとうございます。ただいまご説明していただきました、障害者等用駐車区画に関する取組につきまして、委員の皆様方からご意見やご感想等何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは（5）「カラーユニバーサルデザインガイドラインの改定について」、

事務局から説明をお願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 引き続きもう1点私からのご説明です。

カラーユニバーサルデザインガイドラインの改定について、というタイトルのある資料5です。こちらは平成23年度、大分前ですけれども、東京都カラーユニバーサルデザインガイドラインという、主に色覚異常のある方、色弱者などをターゲットにしたガイドラインを作成しました。こちらは色覚異常のある方でも見やすい資料とか印刷物を作れるような色の使い方などを解説した、東京都の印刷物や広報物を作成するためのガイドラインとして作成したものです。

これを今回改定しまして、色覚異常のある方だけではなくて、高齢者の場合は老眼の方ですとか、白内障、それから障害者、色弱者以外の視覚障害者の方とか、もしくは知的障害者の方、そういった方も加えて、さらに子供、外国人などを含めた全ての人が必要な情報を適切に入手できる広報物等を作るときのガイドラインとするために、今改定を進めているところです。今年度末には完成して基本的には東京都の広報物、印刷物で、ホームページや案内サインなど、東京都が都民の皆様に向けて作るものについてのガイドラインを作成しているところです。基本的には東京都でやりつつ、区市町村ですとか、民間事業者の皆様にも周知していきたいと思っているところです。ガイドラインのポイントとしては、この資料の中段のところですけれども、まずは前回のカラーユニバーサルデザインガイドラインを更新しつつ色弱者に加えまして、白内障とか緑内障の患者、それから弱視者の見え方というのを追加しています。それから文字やレイアウト、こういったところも対象を広げたことで、必要となる配慮事項を記載しています。色の関係だけじゃなくて、文字・記号の併用ですか、図やイラストの挿入ですか、そういったところも記載しています。

あとは、文字サイズとか、書体、フォントのこういったものを利用するといいでよとか、行間・文字間・余白・ジャンプ率などのレイアウトも記載しております。さらに送り仮名、ルビ等の振り仮名ですか、あとは難しい言葉を置き換えたりとか、やさしい日本語というものが今ありますけれども、こういったものを使ったりなど分かりやすい表現の工夫なども記載しています。その他、音声コードですか、あと今音声読み上げソフトなんていのも視覚障害の方はよく使っていらっしゃいますので、そういったことも記載しています。

さらに先ほど申しましたとおり、いろいろな方を対象にしておりますので、ここに書いてあるとおり、高齢者、視覚障害、知的障害、発達障害、肢体不自由、聴覚障害、外国人、子供といった方向けの、種別ごとの配慮事項を掲載しています。ちょうど最終段階に差し掛かっているところで、今年度中には完成し、都のホームページでも公開をする予定です。来年度、このガイドラインについて、府内は当然ながら、区市町村職員も対象に含めての説明会を実施予定です。

私からは以上です。

○小松会長 ありがとうございました。ただいまご説明いただきました、カラーユニバーサルデザインガイドラインの改定につきまして、委員の皆様方からご意見やご感想何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして（6）「障害者差別解消に関する取組・ヘルプマークについて」、福祉局障害者施策推進部共生社会推進担当課長、志村課長から説明をお願いいたします。

○志村共生社会推進担当課長 皆さんおはようございます。ただいま紹介に預かりました、福祉局障害者政策推進部共生社会推進担当課長をしています、志村といいます。どうぞよろしくお願ひいたします。貴重な時間ありがとうございます。

それでは、早速資料の説明のほうに入らせていただきます。資料6－1ということで、障害者差別解消法・条例についての概要のほうを説明させていただきます。

2ページ目になります。

障害者差別解消法には、差別を解消するための措置として、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供というのが規定されております。これらは東京都の差別解消条例でも規定されている内容となっております。

3ページ目をお願いします。

一つ目のポイント、不当な差別的取扱いになりますが、これは障害を理由に正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限・条件をつけるといった行為などをいいます。こうした行為は禁止されておりまして、ある行為が不当な差別的取扱いであるかどうかは正当な理由の有無によって判断されます。正当な理由に相当するか否かは、具体的な場面や状況に応じて客観的に判断することが必要とされておりますが、客観的であるかどうかは第三者の立場から見て、納得得られるような理由となっていることが必要でございます。また、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明して理解を得るよう努めることが大切でございます。

4ページ目をお願いします。

不当な差別の具体例としては、例えばこの丸ポチの一つ目になります。漠然とした理由で何かあったら危険なのでといった理由で、利用や参加を拒否するといったことが挙げられております。

5ページ目になります。

続いて、ポイントの2点目ですが、合理的配慮の提供とは、障害のない方と同等の機会を保障するために障害のある方からサービス利用に当たって、配慮の申し出があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに必要かつ、合理的な取組を行うことをいいます。

6ページ目をお願いします。

法改正により、令和6年4月から全国的に事業者による合理的配慮の提供が義務となったことから、新聞報道等でも合理的配慮の提供に関するニュースを目にすることが多くなっているところです。東京都では国に先駆けて東京都の条例により、都内の事業者による合理的配慮の提供を義務としております。

7ページ目をお願いします。

合理的配慮義務の対象者を表にしたもののがこちらになります。法改正の施行に伴い、私どもの相談窓口でも合理的配慮とは、というご相談を多くいただくようになっているところでして、皆さんの関心も高いところかと思います。

次のページお願いします。

受付・相談・説明の場面の合理的配慮の具体例としては、こちらの資料のようなものが挙げられております。後ほどご覧ください。

次9ページ目ですね。

都では、広く都民の方に対して、障害者差別解消に向けた普及啓発の一環として、こちらの東京都障害者差別解消ハンドブックというのを作成して、福祉局のホームページにも掲載しております。今年度、昨年4月に出来上がったものでございます。事例として、飲食店に関する事例、合理的配慮の具体例、先ほどもありましたけれども、筆談やコミュニケーションボード、写真やイラストなどを使った事例ですね。そういう具体的な例が記載されております。あと、今回このハンドブックの改訂版の中に、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例というのも新たに記載されておりますので、ぜひ参考にしていただければと思います。

次のページお願いします。

また、障害者理解促進のための特設サイト「ハートシティ東京」にも障害種別ごとに知ってほしいこと、また困ったことやサポートの事例等紹介しておりますので、ご参照いただければと思います。

本資料の説明は以上になります。

続いて資料6-2をご覧ください。シンポジウムについてでございます。

東京都では、3月3日から3月16日まで障害者差別解消シンポジウムを開催いたします。法令の説明や心のバリアフリーに取り組む企業様の好事例などを紹介する内容となっております。動画配信による開催でございまして、都内の民間事業者の方、都内在住・在勤の方を対象に、現在申込みを受け付けております。お申込みいただきました期間中何度でもご視聴いただくことが可能となりますので、ぜひご活用いただけたらと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて資料6-3になります。

東京都では、都内で働く方を対象に11月から2月にかけて障害者と互いに理解し目指す共生社会というのをテーマとして、障害及び障害者理解研修事業というのを実施しております。生涯学習プログラムの専門家が講演とグループワーク等を交

えた対話形式によって、各回のテーマに沿って分かりやすく説明を行い、理解を深める内容でございます。

ちょっと 2 ページ目お願ひできますか。

本年度は本日 2 月 13 日が最終回の実施日となりますが、来年度も実施の予定でございますので、ご活用いただけますよう、よろしくお願ひいたします。こういった事業も実施しているというご紹介でございます。

続いて資料 6-4 ですね。

ヘルプマークについてということで、毎年説明させていただいているところですが、改めてヘルプマークについてご説明させていただきます。

2 ページ目をお願いします。

このヘルプマークは義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など外見からは分からなくても援助や配慮が必要な方が周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的に作成したマークでございます。

平成 24 年度に東京都が作成して、令和 3 年 10 月に全都道府県で導入されております。令和 6 年 3 月末現在累計で東京都は 62 万 1,000 個作成・配布しているところでございます。このヘルプマークを身につけた方がいらっしゃいましたら、ぜひ以下の 3 点、まず 1 点目、電車・バスの中では席をお譲りください。二つ目、駅や商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします。3 点目、災害時は安全に避難するための支援をお願いしますということで、この 3 点をお願いしているところでございます。これまでの取組ですが、平成 24 年に都営大江戸線での配布を始め、翌年には都営地下鉄全線で導入いたしました。現在では、都営バスの営業所や都立病院でも配布しているところでございます。

3 ページ目をお願いします。

こちら、ヘルプマークを使用していただいている方から寄せられた声を紹介しております。後ほどご覧いただければと思います。

4 ページ目をお願いいたします。

記載のとおり、様々な取組を実施しているところでございます。ヘルプマークの適切な入手活用に向けた啓発活動のホームページ掲載など、ヘルプマークの普及啓発に取り組んでいるところでございます。

全ての都民が共に暮らす共生社会を実現するためには、障害のある人もない人も、お互いに尊重し合う心のバリアフリーの考えが広がることが重要と考えております。今後とも区市町村へのきめ細かな協力依頼や事業者団体等への周知など、こういった様々な機会を捉えまして、より具体的な普及啓発に取り組んでヘルプマークの認知度向上に努めて社会に定着させていただきたいと思っています。協議会にご出席の皆様もこの機会にヘルプマークについてご理解いただき、加盟の事業者様にもぜ

ひご周知いただきたく、お声がけくださいますよう、ご協力をお願ひいたします。

続いて資料6、身体障害者補助犬についてです。

身体障害者補助犬は目や耳、手足に障害のある方をサポートする社会参加に欠かせない大切なパートナーでございます。本日は身体障害者の社会参加を広げるため、事業者の皆様に施設での補助金受入れにご理解とご協力をいただきたく、補助金についてもご説明させていただきます。

改めてなんですかれども、身体障害者補助犬とは、目の不自由な人を導く盲導犬、あと体の不自由な人の身の回りの世話をする介助犬、あと耳に障害のある人を導く聴導犬、この3種類の補助犬がございます。この補助犬について、身体障害者補助犬法という法律で、ホテルやレストラン、デパートなど不特定多数が利用する施設や電車バスなど公共交通機関は補助犬の同伴を受け入れる義務が課せられております。東京都では、補助犬ユーザーからの相談窓口を設置しておりますが、補助犬の同伴を拒否されたとの相談が多く寄せられているところでございます。

本日はこの受入義務について、ご理解、ご協力をいただきたく、こちら厚生労働省で作成している啓発リーフレットのうち、飲食店向けのものをお配りしております。このほか、宿泊施設、小売店、公共交通機関、医療機関向けのものが厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ぜひ活用ください。

また補助犬のことを 국민に広く理解していただくことが重要でございますから、厚生労働省で身体障害者補助犬法の理解促進を目的に店頭に貼れる補助犬マークのステッカーを作成しております。東京都で在庫がございますので、こちら担当まで必要枚数をお知らせいただければと思います。また受入れに当たっては、補助犬は汚くないのだろうかと、ほかのお客様に迷惑をかけないのだろうかといったご懸念もあるろうかと思いますが、補助犬は身体障害者補助犬法に基づき、必要な訓練を受けて認定されているものでございます。また補助犬ユーザーは施設管理者や施設利用者が安心して受け入れられるように、補助犬の表示、あと衛生面の確保・管理などをしなければならないことになっておりますので、安心してお受入れいただけたらと思います。今後とも補助犬の受入れにご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

続いて、最後になります。次に東京都手話言語条例について、ご説明させていただきます。

東京都手話言語条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識のもと、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、令和4年9月1日に施行されております。これらの条例の内容をまとめたものになります。条例は全部で15条から構成されておりますが、特に事業者の皆様にとって重要な箇所を赤字・下線をしているところでございます。条例の第4

条に都民及び事業者は、条例の目的及び基本理念について理解を深めるよう努めると規定しております。ぜひ皆様におかれましては、本条例の目的、基本理念よりご理解いただき、手話の使用しやすい環境の整備にご協力いただけますと幸いでございます。

3ページ目、簡単にちょっと手話について説明させていただきます。手話は見る言葉です。声で会話をすることが難しい人は目で見て分かる方法で話をします。その一つが手話でございます。手話はただ手を動かしているだけではなく、手の形、位置、動きを元に、あと表情も活用する独自の文法を持った音声言語と対等な言語となっております。独自の文法を持つという点でございます。聴力を失った年齢や手話を習得した時期など様々な背景によって使う手話もまた多用でありますことから、東京都手話言語条例においては手話の範囲も限定しないでいるところでございます。

次のページをお願いします。

手話の具体例を紹介いたします。「こんにちは」の手話はお昼と挨拶を合わせて、昼の手話は片手で人差し指と中指を立てて、人差し指の付け根をおでこの中央に当てております。挨拶の手話は両手の人差し指の腹を向かい合うように立てて、お互いがおじぎをするようになってまいります。これで「こんにちは」という手話になります。「ありがとう」の手話はここにありますように、手の甲の上にもう一方の手を垂直に乗せて、その手だけを上げます。次に頭をおじぎするように軽く下げるというようになります。これはお相撲さんが勝った力士がもらうときのあれですね。「ありがとう」というふうな手話になっていると言われています。

次のページをお願いします。

こうした簡単な手話や身近な会話文、あと聴覚障害者へのサポート方法を学べる内容の冊子、リーフレットというのを作成しております、都内の公立小学校や児童館などに配布するとともに、ホームページにも掲載しております。手話の初めて向きの研修用教材としても活用いただいております。記載のURLからダウンロードいただき、ぜひご活用いただければ幸いでございます。

ちょっと長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○小松会長 ありがとうございました。ただいまご説明いただきました、資料6の1から6の障害者差別解消に関する取組・ヘルプマークにつきまして、委員の皆様方からご意見やご感想等何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、（7）「高齢者の地域見守り拠点等整備促進事業について」及び（8）「認知症のある人の社会参加推進事業及び東京都認知症施策推進計画の中間のまとめについて」、福祉局高齢政策推進部から説明をお願いいたします。

○武内在宅支援課課長代理 ありがとうございます。高齢者施策推進部の在宅支援課

から参りました、武内と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

説明のお時間をいただき、ありがとうございます。お手元の資料7をご覧いただけたらと思います。これが私たちの令和7年度の新規事業なんですけれども、高齢者の地域見守り拠点等整備促進事業というものでございます。この事業について3点ご紹介させていただけたらと思います。

一つ目なんですけれども、この冒頭の文章の中で、高齢者見守り相談拠点を設置・運営する区市町村支援というふうに書かせていただいておりますが、この下の絵柄の中で、左のほうにピンク色の太枠で囲われている部分がございます。見守り拠点というような丸い絵が書いてございますけれども、ここの部分についてです。現在区市町村におかれましては、地域包括支援センターを中心として、地域の高齢者の方の見守り体制を構築していますけれども、この地域包括支援センターとは別に見守り拠点設置・運営されるような区市町村の皆様に補助金をお送りする事業です。現在も見守り相談窓口という事業名で実施しているんですけども、その補助基準額を来年度は拡充して増額しました。また、補助率を今よりも引き上げまして、区市町村において地域包括支援センターとは別に見守りを専門とする部署の設置の促進を図っていきたいというふうには考えているところでございます。

また二つ目なんですけれども、冒頭のこの文章の中で言いますと、2行目の中ほどから生活関連企業など多様な主体の参加を一層促進というふうに書かせていただいているんですけども、下の絵柄の中では見守りサポーター（例）というふうに書かせていただいている部分でございます。東京都は、都内で広域的に活動する民間事業者の方と高齢者等を支える地域づくり協定というのを現在も締結させていただいておりまして、今現在で54事業者団体様に協定を結んでいただいております。協定を結んでいただいた事業者の方には日常業務の中で、高齢者の異変に気づいた場合に、ケースに応じて、区市町村や地域包括支援センターなどの見守り専門機関ですとか、あるいは緊急の場合は警察や消防に連絡いただけるようにお願いしているような内容の協定でございます。この協定を来年度リニューアルいたしまして、より多くの企業の方にご協力いただけるように進めていきたいと思っているところです。

三つ目なんですけれども、冒頭の文章の中で言いますと、1行目の最後のところですね。見守り情報を共有するアプリの開発・提供というふうに書かせていただいているんですけども、その下の絵柄の中で右のほうにデジタル技術の活用というふうに書かせていただいております。今地域でご高齢の方の見守りにご参加くださっている皆様の見守りに関する情報の共有というのは、日常の会話であったりするところなんですけれども、その辺りの情報の共有をスムーズに共有できるようなアプリの開発を目指しているところでございます。こういった3点の取組によって、地域において高齢者の見守りをする体制の強化ですか、連携体制の強化を進めていきたい

というふうに考えているところでございます。

からは以上でございます。

○ 笹岡認知症政策推進担当課長代理 では、続きまして、高齢者施策推進部認知症政策推進担当課長代理の笹岡と申します。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

からは認知症のある人の社会参加推進事業と東京都認知症施策推進計画について、簡単に紹介をさせていただきたいと思っております。資料8-1をお願いいたします。

こちら、認知症のある人の社会参加推進事業ということで、今年度から開始している事業でございます。なかなか認知症のある方の社会参加といったときに、まだ都内の区市町村ではあまり取組が進んでいないところもあるというところで始めた事業でございまして、大きく2つの取組から構成されているところでございます。

1点目が、事業内容の1番のところになりますが、認知症のある人の社会参加の機会の創出ということで、特に①地域の関係機関や民間企業、または認知症がある当事者の方、色々な方が集まり、話し合いの場を設置していただき、そこで認知症のある方の社会参加の機会を創出する取組を実施するということで、まずは話し合いの場を設置していただくことが重要と考えているところでございます。こういった取組に対しまして、区市町村への補助を行っておりまして、1番の一番下のところでございますけれども、今年度の実績は5区市の予定になっております。

2点目が、検討会の設置ということで、東京都が直接実施しているものになっております。認知症がある方の社会参加を都内の全区市町村に広げていくということを考えたときに、どういった課題があるのか、どういった事業スキームがいいのかというのを検討する検討会でございまして、今年度3回実施をしております。参加者のところを見ていただければ分かるかと思いますが、特に区市町村の参加者は大分増えてきたところでございます。一方、民間企業の方につきましては、それほど増えていないというところでございまして、社会参加を進めていくに当たっては、生活に関わるような事業者さんとの連携というのは不可欠になってきていると考えております。こちら来年度も実施する予定でございますので、もしこういった取組に関心のある事業者さん等おられましたら、私どものほうにご連絡をいただければと思っているところでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。

こちら最初に説明いたしました、認知症のある方との話し合いの場の設置につきまして、具体例としてどんなことがあるのかということで、二つの市の事例を簡単に紹介させていただきます。

町田市では、認知症とともに生きるまちづくりワークショップというものを実施しております。認知症のある方がやりたいということをみんなで共有した上で、

どうやつたらそういうのを実現できるのかというのを、当事者、企業、区市町村など色々な方が集まって考えるといったようなワークショップでございます。

次のスライドをお願いいたします。

こちら八王子市の事例でイトーヨーカ堂さんとの連携の取組になります。イトーヨーカドーさんは、認知症サポーターの養成を推進しております、それを実施するに当たって、八王子市と連携をするといったところから、当事者の方との座談会等の開催に至り、現在は色々な取組につながっているところでございます。今簡単に二つの市の事例を紹介していただきましたけれども、こういった形でなければいけないというのはございませんので、各区市町村の実情に応じた形で、多様な方が集まる話合いの場の設置をしていただいて、社会参加の推進に向けた取組を実施していただきたいと考えております。なかなか自治体側もやりたいと思っていても、特に企業さんとの連携というのはなかなか糸口がないといったようなケースもあると聞いておりますので、もし関心のある方がいらっしゃいましたら、ぜひお近くの区市町村のほうに働きかけて取組を進めていただけたらと考えているところでございます。

続きまして、資料8-2をお願いいたします。

こちら、東京都認知症施策推進計画でございます。令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法という法律が施行されまして、その法律に基づきまして、今年度、東京都認知症施策推進計画を策定する予定でございます。

こちらは中間のまとめということで、先週公表されまして、現在パブリックコメントを実施中でございます。ホームページにも載っておりますので、ご覧いただけたらと思っております。

次のスライドをお願いいたします。

この計画の中で社会参加やバリアフリーについても記載しておりますので、簡単にご紹介をさせていただきます。

理念としては、「認知症があつても都民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現」と謳っております。この理念に基づき、五つの重点目標及びそれを推進するための基本的施策というのを定めておりまして、黄色マーカーのところが社会参加及び地域づくりのところに関する項目になっております。

次のスライドをお願いいたします。

こちらの重点目標の考え方というところで、上のほうが社会参加のところになつております。黄色マーカーのところでございますけれども、「社会から排除されたり孤立したりすることなく他者と交流し、社会的なネットワークにつながり続けることが大切」ということで、認知症になって、新たな居場所につながるといったことは当然重要なんですかけれども、それだけではなく、それまで参加していた場所に

引き続き継続してつながり続けるといったことが大切だという考え方方に立っておりまます。下のほうが地域づくりでございまして、「安全な地域づくりを推進し、生活を営む上で障壁（バリア）となるものを除去」するということで、物理的なバリアだけではなく、ソフト面、意識面のバリア等も除去するという考え方方に立っております。

次のスライドをお願いします。

こちら、先ほどの目標に対する具体的な政策の中身になっております。バリアフリーのところでは、左側の「現状と課題」のところで、「認知症になると何も分からなくなる」「何もできなくなる」といった偏見がまだ世の中にはあるというところで、除去すべきバリアと考えております。それに対して、右側の「施策の方向」では、情報バリアフリー環境の構築であったり、心のバリアフリーの理解の促進の取組を推進していくとしております。

次のスライドをお願いいたします。

こちら社会参加のパートになっております。「現状と課題」のところでは、1つのマルの1行目の最後からですが、一人ひとりの希望に応じて地域や社会で活躍ということと他者と交流できる環境を整えることが課題であるとしております。右側のところでは先ほど説明した認知症のある人の社会参加推進事業の取組も含まれますけれども、認知症のある方、家族、医療福祉関係者、企業、様々な多様な主体が話し合って、インフォーマルな活動も含めて社会参加の機会の確保であったり、その場に参加するための支援、こういったことを検討して取組を実施していくことを記載しております。

説明は以上でございます。

○小松会長 ありがとうございました。本件につきまして、委員の皆様方からご意見やご感想等何かございませんでしょうか。

中村委員。

○中村委員 すみません、中村でございます。

資料7の高齢者の地域見守り拠点等整備促進事業でしょうか。こちら側は、都としては区市町村を支援する形であるというふうに理解をしておりまして、この図にある右側の、特にその地域の見守りサポーターとかという民間の企業さんとかが入ってくると思うんですが、こちらに対しては、都としては直接的な支援をするということではなく、区市町村がそちらを支援するという理解でよろしいんでしょうか。

○武内在宅支援課課長代理 ありがとうございます。この見守りサポーターに関しては、東京都と都内で広域的に活動する民間事業者さんと協定を締結させていただいて、令和7年度からは新たに都として締結した事業者様向けに見守りのポイント等を共有させていただく研修を実施しようと思っております。なので、その点で都として直接的に見守りサポーターさんの支援をする部分がございます。それと今

おっしゃっていただいたように、区市町村のほうでも、地域の事業者様との見守りセンター協定を結んでいるところでございますので、そちらも引き続き存在するような、そのようなイメージでございます。

○中村委員 ありがとうございます。

○小松会長 ほかの委員の方で何かありませんでしょうか。

森戸委員。

○森戸委員 日本道路建設業協会の森戸でございます。

今の議題の少し全般に関してのご発言をさせていただきたいと思ってございます。今日いろいろご紹介いただき、福祉のまちづくりバリアを取っていくためのハード、あるいはソフトの施策、様々なご紹介をいただきました。

今日私が道路の分野ということで参画をさせていただいてございますが、今日建設業の関係で東京建設業協会の方もウェブで参加をされてございます。このハードの整備という面に関して、まだまだ冒頭のご紹介にもありました、これから整備をしていかなければいけない部分もあると。それで公共でやる部分、それから今日ほかの分野で各施設等々の代表の皆様、ご欠席の方もいらっしゃいますけれども、そういう方がそれぞれまたハード整備をしていただかなきやいけない部分もあるというふうに思ってございますが、昨今資材ですとか、あるいは人件費等々高騰してございます。私は広い意味での建設業の一員として、建設産業全体としてもやはり人件費の高騰への対応ということで、どうしても価格が上がってきているということでございましたので、ぜひその辺り施設の代表の皆様におかれましては、整備をしっかりと対価のほうのお支払いについてもぜひご配慮いただき、もちろんいいものをつくっていくにはそれなりの費用がかかるということもご理解をいただきながら、ぜひ東京都の福祉のまちづくりが帰属する居場所に業界としても支援をしてまいりたいと思いますが、ぜひそちらについてもご配慮いただきたいと思いますので、ご発言をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○小松会長 ほかの委員の方、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○高橋委員 東京ハイヤー・タクシー協会の高橋と申します。よろしいでしょうか。

○小松会長 お願ひします。

○高橋委員 すみません、いろいろとご説明ありがとうございました。

ちょっと全体を通してお伺いしたい部分がありまして、質問させていただくんですけれども、障害者というくくりの中で、「害」という字が災害の「害」であったり、害虫の「害」ということで、私一回、障害をお持ちの方に「私たちは害虫ではない」というようなことを言わされた記憶があるんですが、これに対して、東京都としてはずっとこの災害の「害」、害虫の「害」を使っていく方針なのかどうかをちょっとお伺いしたいと思っております。

またもう1点、駐車スペースのお話がございました。これは健常者の方が使用した場合の罰則の規定というのがあるのか、存在するのかどうかというところと、あともう1個、カラーユニバーサルデザインガイドライン、こちらについてもこれは日本語だけなのか、例えば外国語も何か国語でガイドラインを作るのかというところをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 ありがとうございます。井鍋からお答えいたします。

まず初めの障害者という表記につきましては、東京としては引き続き漢字の障害者という表記で使用してまいります。

それから2点目が、駐車場の適正使用に関しては、罰則ということですけれども、罰則ということは今のところございませんので、あくまでも適正利用していただきたいというお願ひでございます。

それからもう一つカラーユニバーサルデザインガイドラインの改定についてです。こちらのガイドラインは日本語のみと考えています。よろしくお願ひいたします。

○小松会長 よろしいでしょうか。

本日の議事とか資料の説明は終わっておりますけれども、ただいまいただいているように、本日の議題全般についてのご意見、ご質問等がありましたら、ご発言いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

それでは、ここで本日の質疑応答を終了させていただきます。

最後に事務局から何かござりますでしょうか。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 本日は貴重なご意見いただき、誠にありがとうございます。本日いただいたご意見は今後の福祉のまちづくり施策に活かしていきたいと思います。また、この事業者団体等連絡協議会ですけれども、今のところ1年に一度の開催とさせていただいている。福祉のまちづくりの推進におきましては、この事業者の皆様との連携ですとか、ご協力いただいたりといったことは非常に重要だと、我々としては位置づけています。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。本日はありがとうございました。

○小松会長 我々事業者団体におきましても、今いただきましたように、連携しながら福祉のまちづくりを推進していただければと思います。

それでは以上をもちまして、令和6年度東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会を閉会といたします。本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございました。

(午前11時15分 閉会)